

中期目標(変更後)及び中期計画(変更案) 対比表

第3期中期目標(変更後)	No.	第3期中期計画(変更案)																								
第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織		第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織																								
1 中期目標の期間		1 中期計画の期間																								
平成31年4月1日から令和7年3月31日までの6年間とする。		平成31年4月1日から令和7年3月31日までの6年間とする。																								
2 教育研究上の基本組織		2 教育研究上の基本組織																								
この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。		この中期計画を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。																								
<table border="1"> <tr><td>医学部</td><td>医学科</td></tr> <tr><td>保健医療学部</td><td>看護学科 理学療法学科 作業療法学科</td></tr> <tr><td>医療人育成センター</td><td></td></tr> <tr><td>大学院</td><td>医学研究科 保健医療学研究科</td></tr> <tr><td>専攻科</td><td>公衆衛生看護学専攻 助産学専攻</td></tr> <tr><td>附属施設</td><td>病院 総合情報センター 産学・地域連携センター</td></tr> </table>	医学部	医学科	保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科	医療人育成センター		大学院	医学研究科 保健医療学研究科	専攻科	公衆衛生看護学専攻 助産学専攻	附属施設	病院 総合情報センター 産学・地域連携センター		<table border="1"> <tr><td>医学部</td><td>医学科</td></tr> <tr><td>保健医療学部</td><td>看護学科 理学療法学科 作業療法学科</td></tr> <tr><td>医療人育成センター</td><td></td></tr> <tr><td>大学院</td><td>医学研究科 保健医療学研究科</td></tr> <tr><td>専攻科</td><td>公衆衛生看護学専攻 助産学専攻</td></tr> <tr><td>附属施設</td><td>病院 総合情報センター 産学・地域連携センター</td></tr> </table>	医学部	医学科	保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科	医療人育成センター		大学院	医学研究科 保健医療学研究科	専攻科	公衆衛生看護学専攻 助産学専攻	附属施設	病院 総合情報センター 産学・地域連携センター
医学部	医学科																									
保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科																									
医療人育成センター																										
大学院	医学研究科 保健医療学研究科																									
専攻科	公衆衛生看護学専攻 助産学専攻																									
附属施設	病院 総合情報センター 産学・地域連携センター																									
医学部	医学科																									
保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科																									
医療人育成センター																										
大学院	医学研究科 保健医療学研究科																									
専攻科	公衆衛生看護学専攻 助産学専攻																									
附属施設	病院 総合情報センター 産学・地域連携センター																									
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標		第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置																								
1 教育に関する目標		1 教育に関する目標を達成するための措置																								
(1) 入学者の受入れに関する目標		(1) 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置																								
医学・医療の攻究と地域医療への貢献等を掲げる建学の精神を基本に、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿った能力、意欲及び適性を持った優れた人材を確保する。		<p>1 ア 各高校との意見交換等の取組を通じて、本学のアドミッション・ポリシーやディプロマ・ポリシーの周知を図るとともに、志願者の動向分析や各種入試広報活動の検証・改善を行い、国際レベルの研究及び地域医療に貢献する意欲と資質を持った入学者を確保するための取組を推進する。</p> <p>2 イ 入学者に求める人物像と入学者選抜のあり方をアドミッション・ポリシーに明確化するとともに、アドミッション・ポリシーに即した入学者選抜方法の検証(入試結果の分析及び課題整理)と見直しを図り、国際レベルの研究及び地域医療に貢献する意欲と資質を持った入学者を確保するための取組を推進する。特に、両学部においては、令和2年度からの高大接続改革に基づき、共通テストの導入や学力の三要素を適正に評価するための入試方法を検討し、運用を図る。</p> <p>3 ウ 両研究科においては、志願者の動向分析や学生ニーズを踏まえ、本学の研究活動や研究業績の学内外に向けた広報活動を積極的に行い、高度な実践力と研究力の修得に対する意欲、研究遂行のための知識・技術・態度を備えた学生の確保を図る。</p>																								
(2) 教育内容及び成果等に関する目標		(2) 教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置																								
建学の精神及び教育理念に基づき策定する学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に沿った質の高い教育を行い、高度で専門的な能力を有し、人間性豊かで地域医療に貢献する強い意志を持った優秀な医療人を育成する。		<p>ア 教育内容</p> <p>4 (ア) 高度で専門的な能力を有する人材の育成を図るため、両学部、両研究科及び専攻科において、本学の人材育成及び教育研究上の目的に即した現行のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを見直し、より実践的な教育課程として体系化するよう再編成を行い、定期的な検証に基づき改善等を図る。特に、医学部においては、国際的な医療人の育成に向けて、教育の質の確保のための教育内容の充実を努める。</p> <p>5 (イ) 新たな医療人育成に係る組織体制において、両学部との有機的な連携の下で、カリキュラム・ポリシーに基づく教養教育プログラムの作成や教養教育の推進方法の検討・展開を行うとともに、定期的な点検・評価により教育内容の充実を図る。</p> <p>イ 教育方法</p> <p>6 (ア) 教育方法・内容の改善につなげるよう、教員の教育力の向上を目指し、学部・研究科の特性や課題に応じたFD活動等を推進する。</p> <p>7 (イ) 各学部、研究科及び専攻科の人材育成及び教育研究上の目的を達成するため、それぞれのカリキュラム・ポリシーに基づき、学生の主体的な学修を促進するための教育方法を検討し、定期的な検証・改善を図る。</p> <p>8 (ウ) 各研究科においては、情報通信技術を活用することとし、特に保健医療学研究科では、社会人学生や遠隔地からの入学者に対応するため、情報通信技術等を活用したWEB授業を実施するなど、多様な学生のニーズに即した効率的、効果的な履修を促すため、教育学修活動等の改善・充実を図る。</p> <p>ウ 教育成果</p> <p>9 学修成果の評価を明確化するため、具体的な評価方法を定めたアセスメント・ポリシー(学修成果の評価の方針)を策定するとともに、学修成果の到達度を評価する指標等の整備・運用を行い、定期的な検証・改善を図る。</p>																								
(3) 教育の実施体制等に関する目標		(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置																								
教育の質の向上を図るため、教育内容や教授能力を改善・向上させるための組織的な取組を積極的に推進するとともに、学生の教育環境の改善・充実に努め、効果的な教育実施体制を構築する。		<p>10 ア 多職種連携教育をはじめ、高大連携、入試制度改革、卒後のキャリア形成支援の重要性の高まり等の社会情勢の変化に的確に対応するため、入試・高大連携部門、統合IR部門等を備えた新たな医療人育成に係る組織体制を構築し、定期的な点検・改善を図る。</p> <p>11 イ 新しい教育研究施設の整備に合わせて学生の臨床能力を更に向上させるため、臨床技能トレーニングの施設やeラーニングツールを効果的に用いた教育実施体制の充実を図る。</p> <p>12 ウ 専攻科公衆衛生看護学専攻の教育実施体制について検証し、更なる教育の充実に向けて必要な見直しを行う。</p>																								

中期目標(変更後)及び中期計画(変更案) 対比表

第3期中期目標(変更後)	No.	第3期中期計画(変更案)				
(4) 学生への支援等に関する目標		(4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置				
学生の学修意欲及び学修成果を高めるため、学生ニーズを踏まえた学修支援や生活支援等の体制の充実を図る。	13	ア 学生ニーズを踏まえた学修支援、生活支援等のための相談・助言等の体制を検討し、学生支援の充実を図る。				
	14	イ 学生一人一人が将来のキャリアに対する目標意識を高め、専門職として自身の資質・能力を向上させていくことができるよう、各学部や関係機関の連携体制を強化する。特に、医学部においては、キャリア支援に関わる様々な情報の把握に努め、卒業後におけるキャリア支援に向けた取組の充実を図る。				
2 研究に関する目標		2 研究に関する目標を達成するための措置				
(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標		(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置				
先端的領域における国際水準の基礎研究及び臨床研究を推進するとともに、ゲノム医療等を踏まえた新しいがん対策や再生医療等の道民ニーズの高い医療・保健・福祉に関する研究に取り組む。	15	ア 独創的なシーズを生み出すため、異分野研究者との交流、製薬企業等へのPR等により医学研究の充実を図るとともに、新たな研究に繋げるため、展示会への出展を推進する。				
	16	イ 再生医療や免疫学等の基礎医学研究の幅広い臨床応用に向け、先端医学研究を基盤とした橋渡し研究を推進する。				
	17	ウ ゲノム医療等を踏まえた新しいがん対策等の道民ニーズの高い医療・保健・福祉に関する研究について、学部、研究施設、講座等の枠を超えて研究者間の情報交換を積極的に進め、研究活動の活性化を図る。				
	18	エ 若手研究者の育成に向け、科学研究費補助金、財団が公募する研究助成金等の採択数の増加につながる研究意欲の醸成と質の高い研究環境の整備を推進する。				
(2) 研究実施体制等に関する目標		(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置				
研究活動を積極的に推進し、研究水準及び成果を高めるため、大学の研究機能や研究支援体制の充実に努めるなど、より一層の研究基盤の強化を図る。	19	研究活動の推進のため、薬事、知的財産等の専門的知識を有する特任教員を継続配置しながら、研究支援・研究者支援体制の整備・検証を行い、研究支援における教員と事務局との連携を強化するとともに、研究支援体制の充実を図る。				
3 附属病院に関する目標		3 附属病院に関する目標を達成するための措置				
(1) 診療に関する目標		(1) 診療に関する目標を達成するための措置				
診療機能の改善・充実に向けた取組を積極的に実施し、高度救命救急医療、がん医療、再生医療等の高度・先端医療をはじめとする、最高レベルの医療の提供に努めるとともに、医療の安全体制の充実及び医療サービスの向上に積極的に取り組む。	20	ア がん診療、肝炎診療等について、連携拠点病院として中核的な役割を担い、高度専門医療を提供するとともに、診療機能の改善・充実に向けた取組を継続的に行う。また、附属病院に設置しているセンターの役割・機能の充実を図る。				
	21	イ 神経再生医療(脊髄損傷)については、顕著な効果が期待できることから、厚生労働省の認可後における診療施設として機能できるよう、患者受入体制の整備及び関連施設との診療連携体制の構築に取り組む。また、神経再生医療(脳梗塞)の治験については、引き続き、被験者の確保等の取組を継続する。				
	22	ウ 抜本的な療養環境等の改善を図るため、「札幌医科大学附属病院既存棟改修計画(平成29年3月策定)」に基づき、既存棟の改修工事を行う。また、患者ニーズを踏まえた医療サービス及び療養環境の改善・充実を図るため、患者アンケート(患者満足度調査)を実施し、アンケート結果に基づいた検討を行うとともに、必要に応じて施設の改修・設備の更新等を行う。				
	23	エ 医療の質・安全の確保、向上を図るため、医療安全監査委員会による監査、特定機能病院間の医療安全相互チェック(ピアレビュー)、医療安全全部の体制強化を行う。				
	24	オ 手術室、高度救命救急センター、集中治療部における診療機能の強化を図るため、手術支援ロボット対応手術室の整備、熱傷ケアユニットの整備、ICU病床の増床等を行う。				
(2) 臨床教育に関する目標		(2) 臨床教育に関する目標を達成するための措置				
高度な知識や技術と豊かな人間性とを兼ね備えた地域医療に貢献する医療人を育成するため、臨床研修の内容の充実を図るとともに、研修環境の改善に取り組む。また、道内の地域医療に従事する医師、看護師等のキャリアアップに向けた支援を引き続き行う。	25	ア 初期臨床研修医及び専攻医の確保に向け、臨床研修・医師キャリア支援センターの活動の充実を図り、初期臨床研修医及び専攻医のキャリアパスに対する支援を行う。また、女性医師等に対する支援について、国が検討している働き方改革の動向を踏まえ、支援体制の周知等を図り、環境づくりを推進する。				
	26	イ 新人看護職員、中堅看護職員それぞれの趣旨・目的に沿った研修の充実やリハビリテーション医学の高度専門化に対応できる理学療法士及び作業療法士の育成を図るため、キャリア形成に向けた支援を推進する。				
(3) 運営の改善及び効率化に関する目標		(3) 運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置				
病院経営の自立化を進めるため、既存棟の改修や増築棟の整備による効果を最大限活用した上で、経営方針等に基づく適切な収入を確保し、かつ経費全般にわたる効率的執行に努め、病院経営の改善を不断に図る。	27	病院の理念・基本方針を踏まえ、効率的な病院経営を図るため、診療報酬制度に基づく適切な収入の確保、効率的な物流体制の推進による医薬材料費の縮減等により、財務基盤の強化に取り組む。				
4 社会貢献に関する目標		4 社会貢献に関する目標を達成するための措置				
(1) 地域医療等への貢献に関する目標		(1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置				
ア 本道の地域医療提供体制の確保に向け積極的な役割を果たすため、道、関係機関等との連携を強め、道立病院をはじめとする地域の公的医療機関等への医師、助産師等の派遣機能を強化するとともに、地域における医師確保に向けた取組を引き続き行い、地域医療の充実に貢献する。また、地域においては、依然として厳しい医師不足の状況にあるため、次の数値指標を掲げ、積極的に医師派遣に取り組む。	28	ア 本道の地域医療に貢献するため、道等と連携した教員派遣、地域医療機関からの診療支援要請及び緊急的な医師派遣要請への対応並びに道立病院をはじめとする地域の公的医療機関等への医師派遣のほか、特別枠学生及び特別枠卒医師の地域勤務等におけるキャリア支援に積極的に取り組む。				
	29	イ 本道の地域医療に貢献するため、公的医療機関等における看護職を対象とした研修会への講師の派遣等や助産師不足の地域との連携に基づく助産師出向事業の実施について積極的に取り組む。				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>設定内容</th> <th>目標値(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域医療を支える公的医療機関への医師の派遣件数</td> <td>1,350件以上</td> </tr> </tbody> </table>	設定内容	目標値(令和6年度)	地域医療を支える公的医療機関への医師の派遣件数	1,350件以上		
設定内容	目標値(令和6年度)					
地域医療を支える公的医療機関への医師の派遣件数	1,350件以上					

中期目標(変更後)及び中期計画(変更案) 対比表

第3期中期目標(変更後)	No.	第3期中期計画(変更案)
イ 救急・災害医療、がん対策、リハビリテーション支援等に関する本道の医療体制の充実を図るため、地域の医療機関に対する診療支援及び診療連携、医療従事者の研修・研究活動等の支援並びに治療と仕事の両立をはじめとする患者等に対する相談支援体制の充実に積極的に取り組む。	30	ウ 救急・災害医療体制を充実させるため、DMAT登録者数の増加及び原子力災害医療派遣チーム員の増員を図る。また、北海道DMAT養成研修を開催するなど、基幹災害拠点病院として本道の災害医療体制の充実に積極的に取り組む。
ウ 災害時において関係機関と連携し、大学の人的・物的資源を活用した地域への支援に取り組む。	31	エ 地域医療機関との診療連携体制等の強化を図るとともに、拠点病院の指定を受けているがん、肝疾患、エイズに関する相談支援に取り組む。また、治療と就労の両立支援に向け、国の方針に基づき関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。
エ 道、市町村等の医療・保健・福祉に関する政策形成、調査や疾病予防・健康づくりのための活動を支援し、地域の保健福祉の向上に貢献する。	32	オ 道との「災害時における相互協力に関する協定」に基づき、災害時における教職員、学生が行う支援体制の整備、大学施設を一時的な避難施設として提供する地域住民に対する支援策等の地域貢献活動に向けた実施体制を構築する。
オ 健康寿命の延伸等に貢献するため、教育研究活動の成果に関する情報発信に積極的に取り組むとともに、道民に対する生涯学習機会の提供や健康福祉に関する意識の高揚を図る。	33	カ 地域の医療・保健・福祉に関する計画・企画の立案や健康づくりに関する取組を支援するため、道、市町村等からの審議会委員への就任、講師の派遣等の依頼に協力する。
	34	キ 健康寿命の延伸等に貢献するため、公開講座の開催、生涯学習の機会の提供等の道民の健康づくりに向けた意識啓発活動を推進する。
	35	ク 本学が有する教育・研究資源を活用した社会貢献活動を推進する体制を整備し、地域で勤務する看護、リハビリテーション、福祉等の専門職を対象とした研修会を開催するとともに、研究成果を広く道民に還元することを目的とした公開講座の開催、生涯学習等への支援に取り組む。
(2)産学・地域連携に関する目標		(2)産学・地域連携に関する目標を達成するための措置
研究成果の実用化と社会への還元を積極的に進めるため、企業や地域の研究機関等との連携を深めるとともに、附属産学・地域連携センターの機能の充実を図る。	36	ア 研究成果を医薬品や医療機器等の開発へ繋ぎ、社会還元を積極的に推進するため、民間企業や異業種研究機関との連携関係を強化し、研究内容や研究成果について積極的かつ効果的な情報発信に取り組む。
	37	イ 研究成果の実用化と社会還元を推進するため、研究支援機能の充実を図るとともに、地域シンポジウムの開催、研究協力の呼びかけ等により自治体等との連携を深める。
5 国際交流及び国際貢献に関する目標		5 国際交流及び国際貢献に関する目標を達成するための措置
グローバルな視野を持った人材を育成するため、外国の大学、研究機関等との交流・連携を推進する。また、国際水準の研究を進めるとともに、札幌医科大学が有する高度な知識や優れた技術を活用し、国際的医療・保健の発展に貢献する。	38	(1) 国際的かつ先進的な医療の推進及びグローバルな視野を持つ人材育成を図るため、海外の大学や研究機関との連携を深め、国際交流の拡大に向けた取組を積極的に行う。
	39	(2) 国際的医療・保健の発展に貢献するため、国内外から高く評価される研究等に重点的に取り組む。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標		第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
1 運営に関する目標		1 運営に関する目標を達成するための措置
大学の特色を生かしながら、地域医療への貢献等の大学の役割を発揮するため、理事長(学長)のリーダーシップの下、迅速な意思決定を通じ、効果的・効率的で、かつ、責任ある大学運営を推進する。	40	理事長(学長)のリーダーシップの下、戦略的かつ効果的な教育研究活動、大学運営等を行うため、様々な課題に対して迅速に対応できる体制を整備する。
2 組織及び業務等に関する目標		2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置
(1) 教職員の人事制度の適切な運用・改善を図るとともに、採用手法の多様化や研修の充実等により、事務職員の専門性を高めるとともに、業務遂行能力の向上を図る。	41	(1) 教員の業績評価制度について、当該制度の目的や法の趣旨を踏まえ、評価項目や評価基準の見直しを図るなど、適切な運用を図るとともに、多様な区分による試験を実施するなど、事務職員の採用を中長期的な視点で計画的に進める。
	42	(2) 大学運営の一層の高度化を推進するため、全職員を対象としたSD活動実施計画(仮)を策定し、同計画に基づき、職域を超えた研修機会の創出を図るとともに、体系的なSD研修活動に取り組む。また、法人採用の事務職員に係る人材育成を推進するため、専門研修、スキルアップ研修等の効果的な研修の開催、自主的な能力開発活動に対する経費の助成等により、事務職員の業務遂行能力の向上に取り組む。
	43	(3) 社会環境の変化を的確に把握し、限られた人材を適時適切に配置するとともに、業務の効率化や組織の柔軟な見直しを進め、簡素で効率的な組織体制の構築に取り組む。特に、附属病院の執行体制については、各年度ごとの工事の進捗状況も考慮した人員配置を行う。
(2) 大学及び病院を取り巻く環境の変化に適切に対応するとともに、業務全般及び組織体制の計画的見直しを進め、業務の一層の効率化及び組織体制の簡素・効率化を図る。	44	(4) 男女共同参画社会を実現するため、「札幌医科大学における女性職員の活躍推進に関する一般事業主行動計画」に基づく総合的、計画的な取組を推進する。
	45	(5) 安全な医療の担保、医療事故の防止、地域医療への貢献等を目的とした医療技術向上のため、学生、医師等の医療に携わる人たちが医療技術等の修得に向けて取り組める総合的な研修組織体制等を整備する。

中期目標(変更後)及び中期計画(変更案) 対比表

第3期中期目標(変更後)	No.	第3期中期計画(変更案)				
第4 財務内容の改善に関する目標		第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置				
1 財務基盤の確立に関する基本的な目標		1 財務基盤の確立に関する基本的な目標を達成するための措置				
(1) 収入の確保に関する目標		(1) 収入の確保に関する目標を達成するための措置				
科学研究費補助金など国や民間等の外部研究資金の獲得に積極的に取り組む。 また、診療収入をはじめとする自己収入の更なる確保を図り、財務基盤を強化することで、着実に財務内容の改善に取り組む。	46	ア 本学研究者による研究費の申請に向けた環境を整備するなど、科学研究費補助金等の外部研究資金を確保するとともに、寄附金その他の自己収入を確保する。				
	47	イ 診療報酬制度に的確に対応した医業収入の確保や駐車場の有料化、財産貸付等の拡充等の多様な収入確保策に取り組み、自己収入の増加を図る。				
(2) 経費の効率的執行に関する目標		(2) 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置				
業務全般及び組織体制の計画的見直しを進め、管理的経費等の一層の効率的な執行により、経費の抑制を図る。なお、財務内容の改善について、次のとおり数値指標を設定する。	48	管理的経費等の執行を定期的に検証するとともに、業務運営の効率化(物品の調達方法や委託業務の見直し)を進めるなど、様々な視点から経費の抑制及び節減に取り組む。				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設定内容</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務内容の改善</td> <td>業務の効率化等に取り組み、運営費交付金を少なくとも前年度比1%縮減(特別の事情がある場合を除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	設定内容	目標値	財務内容の改善	業務の効率化等に取り組み、運営費交付金を少なくとも前年度比1%縮減(特別の事情がある場合を除く。)		
設定内容	目標値					
財務内容の改善	業務の効率化等に取り組み、運営費交付金を少なくとも前年度比1%縮減(特別の事情がある場合を除く。)					
2 資産の運用管理に関する目標		2 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置				
資産の状況を点検・把握し、資産の適切な管理及び効率的・効果的な運用を図る。	49	資産の有効活用を図るため、3年ごとに実施する保有資産利活用状況調査結果を踏まえて、課題の検討整理及び管理運用方法の改善に取り組む。				
第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標		第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置				
1 評価の充実に関する目標		1 評価の充実に関する目標を達成するための措置				
PDCAサイクルを活用し、教育・研究・組織・運営等の状況について自己点検・評価及び第三者評価を適切に実施し、結果を公表するとともに、法人の業務運営の改善に反映させる。	50	PDCAサイクルを活用した自己点検・評価及び法人評価・認証評価の効果的かつ効率的な実施に向けて現行の評価体制の見直しによる内部質保証の充実を図るとともに、外部評価の導入等を行い、評価結果を教育研究活動や大学運営の改善等に反映させる。				
2 情報公開等の推進に関する目標		2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置				
道民に開かれた大学として、積極的な情報の公開・提供を行い、道民に対する説明責任を果たす。	51	特色ある教育・研究・臨床、大学運営等の諸活動の情報について積極的に発信するほか、新たにSNS等を活用した迅速な広報手段を確保するとともに、緊急・災害時において迅速に対応できる体制を整備するなど、効果的な情報発信に取り組む。				
第6 その他業務運営に関する重要目標		第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置				
1 施設設備の整備、活用等に関する目標		1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置				
(1) 施設整備構想等に基づく計画的な施設整備を着実に進めるとともに、施設整備の効果を最大限活用し、教育・研究・病院機能の一層の高度化や充実強化を図る。	52	(1) 施設整備構想等に基づき、道と連携しながら計画的な施設整備や施設整備後の速やかな運営の継続に向けた移転業務に取り組むとともに、施設整備の効果を最大限活用し、教育・研究・病院機能の一層の高度化や充実強化を図る。				
(2) 施設設備の適切な維持管理及び効率的な利用により、施設の長寿命化や管理運営に関するコストの縮減に努めるとともに、中長期的視点に立った計画的な整備に取り組む。	53	(2) 施設設備について、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減を図るため、計画的に施設の維持保全のための改修・更新工事等に取り組む。				
2 安全管理等の業務運営に関する目標		2 安全管理等の業務運営に関する目標を達成するための措置				
(1) 災害、事故に対する危機管理体制や化学物質の適正管理等の安全衛生管理体制の整備等を強化し、安心・安全な環境整備に努める。	54	(1) 災害等発生時における危機対応に関し、危機対策マニュアルを活用した避難訓練等を通して教職員や学生等の危機対応能力の向上を図る。				
	55	(2) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、化学物質等の適正な使用等の安全衛生管理に関わる啓発、職場巡視等を行うことにより、安全衛生意識の向上を図り、職場環境の安全を確保する。				
(2) 大学運営等に対する社会的な信用や評価に損失を与える可能性があるリスクを回避するため、法人のリスクマネジメントを強化する取組を推進する。	56	(3) 想定されるリスクに対する危機の未然防止、危機発生後の対応等について、リスクマネジメント研修を通して役員、教職員等の危機管理意識の向上を図る。				
(3) 北海道個人情報保護条例等に基づき、個人情報の適切な管理を行うとともに、情報セキュリティ対策の充実・強化を図る。	57	(4) 定期的なシステム更新等の実施、技術的、人的の両面における情報セキュリティ対策の強化等により情報資産の安定稼働、各種の脅威からの保護及び情報漏洩等の防止に取り組む。				
(4) 省エネルギーの推進等、環境に配慮した活動を実践する。	58	(5) ESCO事業終了後の省エネルギーシステムの管理・運営に努め、省エネルギーに取り組む。				
3 法令遵守等に関する目標		3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置				
道民に信頼される大学運営を行うため、不断に内部統制システムの検証・改善を図りながら法令及び倫理規範の遵守の徹底に努めるなど、法人全体のコンプライアンスを強化するための取組を推進する。	59	(1) 大学運営におけるコンプライアンスを徹底するため、職員が遵守すべきルール、モラル等について取りまとめた冊子を活用し職員を対象とした研修等を実施し、倫理意識の醸成や職務遂行に当たって常に自覚すべき法令等の遵守に取り組む。				
	60	(2) 競争的資金等の使用に関する不正をはじめとする研究活動上の不正行為を防止するため、「コンプライアンス及び研究倫理教育研修実施要領」に基づく教育研修を実施し、競争的資金等の適正な執行、研究倫理に関する理解促進及び不正の事前防止を図る。				